

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
あつた翌
日)

目 次

◇ 告 示
町等の区域の変更等
字の区域の新設等
土地改良法による換地処分

告 示

鳥取県告示第千八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。
この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による五千石地区第二工区の換地処分の公告があ

つた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
町及び字の名称

同上の区域（昭和五十九年十一月十六日現在の地番による。）

福市字能登

福市字能登のうち一七三四の二、一七三五の一、一七三五の五から一七三五の八まで、一七三六の二の一部、一七三六の五、一七三六の七、一七三八の一、一七三八の四、一七三八の五、一七三九から一七四一まで、一七四一の二、一七四二の一、一七四三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

福市字松ヶ坪

福市字松ヶ坪の全域

福市字能登一七三四の二、一七三五の一、一七三五の五から一七三五の八まで、一七三六の二の一部、一七三六の五、一七三六の七、一七三八の一、一七三八の四、一七三八の五、一七三九から一七四一まで、一七四一の二、一七四二の一、一七四三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
八幡字西石橋七一六の一、七一六の三、七一六の四、七一七の二から七一七の四まで、七二二の一
八幡字畑田七二三の一、七二三の四及びこれらと一体をなす国有地並びに七二三の二、七二三の三と一体をなす国有地
諏訪字三ノ田四二四の一の一部、四二五の一の一部、四二六の一、四二六の二、四二七の一、四二九の一、四三〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部

八幡字西石橋

八幡字西石橋のうち七二四の一、七二五の一から七二五

八幡字畑田	<p>の五まで、七一六の一、七一六の三、七一六の四、七一七の二から七一七の四まで、七二二の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
八幡字上石橋	<p>八幡字畑田のうち七二三の一、七二三の四及びこれらと一体をなす国有地並びに七二三の二、七二三の三と一体をなす国有地以外の区域</p>
八幡字西六反田	<p>八幡字上石橋のうち七〇六の四、七一三の一五以外の区域 八幡字西石橋七一五の一から七一五の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
八幡字東六反田	<p>八幡字西六反田のうち七〇〇、七〇一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
諏訪字三ノ田	<p>八幡字東六反田のうち六七八の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
	<p>諏訪字三ノ田のうち四一六の二、四二四の一の一部、四二五の一の一部、四二六の一、四二六の二、四二七の一、四二九の一、四三〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 諏訪字西ホッ立三四四の二三及びこれと一体をなす国有地並びに三四四の五と一体をなす国有地の一部 諏訪字大石橋四〇〇の一、四〇一の一、四〇一の二、四〇二、四〇三の一、四〇四の一、四〇五の一、四〇五の二、四〇六の一、四〇七の二、四一三の二、四一五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 諏訪字下樋ノ口五二三の一及びこれと一体をなす国有地並びに五二二の一と一体をなす国有地 八幡字上石橋七〇六の四、六一三の一五 八幡字西石橋七一四の一、七一五の四、七一五の五</p>
諏訪字下樋ノ口	<p>諏訪字下樋ノ口のうち五二三の一、五二三の二、五二三の五及びこれらと一体をなす国有地並びに五二二の一と一体をなす国有地以外の区域</p>
諏訪字大石橋	<p>諏訪字大石橋のうち四〇〇の一、四〇一の一、四〇一の二、四〇二、四〇三の一、四〇四の一、四〇五の一、四〇五の二、四〇六の一、四〇七の二、四一三の二、四一五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 諏訪字西ホッ立三四四の七、三四四の八、三四五の一、三四五の二、三四六の一、三四七、三四八の一から三四八の四までの一部、三四八の五、三四八の六、三四八の九、三四九の一部、三五一の一部、三五四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三四四の二と一体をなす国有地の一部</p>
諏訪字東ホッ立	<p>諏訪字宝殿三五六の一部、三五七の一の一部、三五七の二の一部、三五八の一部、三七三の一の一部、三七四の一部及びこれらと一体をなす国有地 諏訪字柿木三七五、三七六の一部、三七七、三七八、三七九の一の一部、三八七の一部、三八八の一及びこれらと一体をなす国有地 諏訪字三ノ田四一六の二及びこれと一体をなす国有地 諏訪字下樋ノ口五二三の二、五二三の五及びこれらと一体をなす国有地</p>
諏訪字西ホッ立	<p>諏訪字西ホッ立のうち三四二の三、三四四の七、三四四の八、三四四の二三、三四五の一、三四五の二、三四六の一、三四七、三四八の一から三四八の六まで、三四八の九、三四九から三五一まで、三五二の一、三五二の二、三五三、三五四及びこれらと一体をなす国有地並びに三四四の二、三四四の五と一体をなす国有地以外の区域</p>
諏訪字東ホッ立	<p>諏訪字東ホッ立の全域</p>

<p>諏訪字宝殿</p>	<p>諏訪字上出口</p>	<p>諏訪字下出口</p>	<p>諏訪字亀尻</p>	
<p>諏訪字宝殿のうち三五六の一部、三五七の二の一部、三五七の二の一部、三五八の一部、三六三から三六五までの一</p>	<p>諏訪字上出口のうち二九四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域 諏訪字下中繩手二六四の一部、二六四の四の一部、二六五の二の一部、二六五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二六五の一、二六六と一体をなす国有地の一部 諏訪字竹尻二六三の二の一部 諏訪字下出口二九七の三 諏訪字亀尻三二三の二の一部、三二三の二の一部、三二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>諏訪字下出口のうち二九七の三以外の区域</p>	<p>諏訪字亀尻のうち三二〇の九、三二三の二から三二三の三まで、三二四の二、三二四の二、三二五の二、三二五の二、三二六から三三〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三三二の二と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>諏訪字上出口二九四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 諏訪字亀尻三二〇の九、三二三の二の一部、三二三の二の一部、三二三の三、三二五の二、三二五の二、三二六、三二七、三二八の一部、三二九の一部、三三〇及びこれらと一体をなす国有地並びに三三二の二と一体をなす国有地 諏訪字西ホッ立三四二の三、三四八の二から三四八の四までの一部、三四九の一部、三五〇、三五〇の一部、三五二の二、三五二の二、三五三、三五四の一部及びこれらと一体をなす国有地 諏訪字宝殿三六三から三六五までの一部</p>
	<p>諏訪字柿木</p>	<p>諏訪字柿木のうち三七五、三七六の一部、三七七、三七八、三七九の二の一部、三八七の一部、三八八の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 諏訪字竹尻二五〇の二の一部、二五〇の二の一部、二五七の一部及びこれらと一体をなす国有地 諏訪字宝殿三六七の一部、三六八の一部、三六九の二の一部、三七〇の一部、三七二の二の一部、三七二、三七三の二の一部、三七三の二の一部、三七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 諏訪字宮ノ下西六〇〇の三、六〇二から六〇七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 諏訪字宮ノ下六〇八、六〇九の二の一部、六一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>部、三六七の一部、三六八の一部、三六九の二の一部、三七〇の一部、三七二の二の一部、三七二、三七三の二の一部、三七三の二の一部、三七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 諏訪字六田三三四の二の一部及びこれと一体をなす国有地 諏訪字竹尻二五〇の二の一部、二五〇の二の一部、二五一の一部、二五二の一部、二五四の二、二五六の二、二五七の一部、二五八、二五九の二、二六〇の二、二六〇の二、二六〇の五、二六一の二、二六一の二、二六二の二、二六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 諏訪字下中繩手二六四の二の一部、二六四の二、二六四の四の一部、二六五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	

諏訪字溝狭

諏訪字溝狭のうち六八八の一、六八九の一、六九〇、六九一、六九二の一、六九三の一、六九四の一から六九四の四までの一部、六九九の一の一部、七〇〇の一部、七〇一の一、七〇二、七〇三の一、七〇三の二、七〇四の一、七〇四の二、七〇五、七〇六、七〇七の一、七〇七の二の一部、七〇八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

諏訪字北山崎七二二の一部、七二三の一の一部、七二三の三の一部、七二四の三の一部、七二五の一部、七二六の二の一部、七二七の二の一部、七二八の一部、七二九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

諏訪字大畑一四七一の一の一部、一四七一の二の一部、一四七二の一部、一四七五の一部、一四七六の一の一部、一四七六の二、一四七六の三、一四七七から一四七九まで、一四八〇から一四八二までの一部、一四八三の一の一部、一四八四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

大畑字カバチ田の全域

大畑字馬渡りの全域

諏訪字大畑

諏訪字大畑のうち一四六五の一部、一四六七の一部、一四六七の二の一部、一四六八の一部、一四七一の一の一部、一四七一の二の一部、一四七二の一部、一四七五の一部、一四七六の一の一部、一四七六の二、一四七六の三、一四七七から一四七九まで、一四八〇から一四八二までの一部、一四八三の一の一部、一四八四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

諏訪字南山崎七二八の一部及びこれと一体をなす国有地の一部

諏訪字東チンゴ原一四四八の三及びこれと一体をなす国有地

諏訪字東チンゴ原

諏訪字東チンゴ原のうち一四四八の三及びこれと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称

諏訪字竹尻、諏訪字下中縄手、諏訪字北山崎、大畑字カバチ田、大畑字馬渡り

鳥取県告示第千八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による五千石地区第二工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称

同上の区域（昭和五十九年十一月十六日現在の地番による）

大畑字大塚

大畑字馬渡り八一九の一部、八二〇の一の一部、八二五の二の一部、八二六の二及びこれらと一体をなす国有地

	<p>大殿字向田</p>
<p>大殿字南大塚八二七、八二七の内第一、八二八、八二九から八三一までの一部、八三三の一部、八三四の一部、八三六の一部、八四一の一部、八四二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大殿字北大塚のうち八四五の二の一部、八四五の二の一部、八四六から八四八までの一部、八五四の二、八五四の二の一部、八五五の一部、八五〇から八五二までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大殿字北向田八五六の二の一部、八五七から八六三までの一部、八六四の二の一部、八六四の二の一部、八六五の二の一部、八六五の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大殿字八反田八六六の一部、八六九から八七一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八七一と一体をなす国有地の一部</p> <p>諏訪字大畑のうち一五一の一以外の区域</p>	<p>大殿字南大塚八二九の一部、八三一の一部、八三二、八三三の一部、八三四の一部、八三五、八三六の一部、八三七、八三九の一部、八四〇、八四一の一部、八四二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大殿字北大塚八五〇から八五二までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大殿字北向田八五七の一部、八五八の一部、八六一の一部、八六二の一部、八六五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大殿字八反田八六六と一体をなす国有地の一部</p> <p>大殿字西徳法一六一六の一部、一六一七の一部、一六二二の一部</p> <p>大殿字南向田一六二四から一六二六まで、一六二七から一六三〇までの一部、一六三一から一六四〇まで、一六四一の一部、一六四二の一部、一六四三、一六四四、一六四五の二、一六四五の二、一六四六、一六四七、一六四八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大殿字徳法</p>	<p>大殿字溝尻</p>
<p>大殿字八反田八六六の一部、八六七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大殿字下溝尻九二三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに九二三、九二五、九二六、九二九と一体をなす国有地の一部</p> <p>大殿字上溝尻九三〇の二、九三一の二、九三三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大殿字蝸牛一五七三の一部、一五七四の一部、一五七五の二の一部、一五七八の一部、一五七九から一五八一まで、一五八二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大殿字東徳法一五八三の一部、一五八四、一五八五、一五八六の二、一五八六の二、一五八七から一五八九まで、一五九〇の一部、一五九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大殿字地蔵畑一五九一の一部、一五九二の二の一部、一五九二の二、一五九三から一六一〇まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大殿字西徳法一六一一の一部、一六一六の一部、一六一七の一部、一六一八から一六二二まで、一六二三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大殿字八反田八六六の一部、八六七の一部、八六八、八六九から八七二までの一部、八七三の二の一部、八七三の二の一部及び八六六と一体をなす国有地の一部</p> <p>大殿字下溝尻九二三の一部、九二四の一部、九二五、九二六、九二七の一部、九二八の一部、九二九及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大殿字上溝尻九三〇の二の一部、九三〇の二、九三一の二の一部、九三一の二、九三二の一部、九三三、九三五の二の一部、九三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに九三四と一体をなす国有地の一部</p>

区域を変更する 字の名称	大殿字蝸牛一五七四の一部、一五七八の一部
大 殿 字 北 シ ヤ リ カ キ	同上の区域（昭和五十九年十一月十六日現在の地番による。） 大 殿 字 北 シ ヤ リ カ キ の う ち 七 一 六 の 九、七 一 六 の 一〇、七 一 九 の 一、七 一 九 の 三、七 一 九 の 四と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 以 外 の 区 域
大 殿 字 南 シ ヤ リ カ キ	大 殿 字 南 シ ヤ リ カ キ の う ち 七 二 五 の 一 の 一 部、七 二 八 の 一 部、七 二 九 の 一 部、七 三 一 か ら 七 三 四 ま で の 一 部、七 三 五 の 二 の 一 部、七 三 九 の 八 の 一 部、七 四 一 の 一 の 一 部、七 四 一 の 四 の 一 部 及 び こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地 並 び 七 二 二 の 一、七 三 五 の 二、七 三 五 の 三、七 三 七 の 一、七 三 八、七 三 九 の 四と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 以 外 の 区 域
大 殿 字 五 反 田	大 殿 字 五 反 田 の う ち 七 四 九 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 以 外 の 区 域 大 殿 字 南 シ ヤ リ カ キ 七 二 五 の 一 の 一 部、七 二 八 の 一 部、七 二 九 の 一 部、七 三 一 か ら 七 三 四 ま で の 一 部、七 三 五 の 二 の 一 部、七 三 九 の 八 の 一 部、七 四 一 の 一 の 一 部、七 四 一 の 四 の 一 部 及 び こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地 並 び 七 二 二 の 一、七 三 五 の 二、七 三 五 の 三、七 三 七 の 一、七 三 八、七 三 九 の 四と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 大 殿 字 松 ヶ 坪 の う ち 七 六 一 の 一 の 一 部、七 六 一 の 二 の 一 部 及 び こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 以 外 の 区 域
大 殿 字 塚 ヶ 坪	大 殿 字 カ バ チ 田 七 六 六 の 一 か ら 七 六 六 の 三 ま で の 一 部 及 び 七 六 六 の 二 の 一 部 と 一 体 を な す 国 有 地 大 殿 字 塚 ヶ 坪 七 七 七 の 一 部、七 七 八 の 一 部、七 八 三 の 一 部、七 八 七 の 一 部、七 八 八 の 二 の 一 部、七 八 八 の 四 の 一 部 並 び 七 七 九 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 大 殿 字 ヒ ガ 坪 八 九 〇 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 大 殿 字 家 内 ヶ 坪 八 九 一 の 一 部 及 び 八 九 一 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 大 殿 字 梨 子 ノ 木 六 八 七 の 二 の 一 部 及 び こ れ と 一 体 を な す 国 有 地 大 殿 字 溝 狭 六 八 八 の 二、六 八 九 の 二、六 九 二 の 二、六 九 三 の 二、六 九 四 の 五 の 一 部
大 殿 字 馬 渡 リ	大 殿 字 カ バ チ 田 七 六 六 の 一 か ら 七 六 六 の 三 ま で の 一 部 及 び 七 六 六 の 二 の 一 部 と 一 体 を な す 国 有 地 大 殿 字 塚 ヶ 坪 七 七 七 の 一 部、七 七 八 の 一 部、七 八 三 の 一 部、七 八 七 の 一 部、七 八 八 の 二 の 一 部、七 八 八 の 四 の 一 部 並 び 七 七 九 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 大 殿 字 ヒ ガ 坪 八 九 〇 の 一 部 及 び こ れ と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 並 び に 八 八 二、八 八 八、八 八 九 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 大 殿 字 馬 渡 リ 八 一 七 の 一 部、八 二 一 の 一 の 一 部 及 び こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地 並 び に 八 一 一、八 一 二、八 一 六 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 大 殿 字 ヒ ガ 坪 八 九 〇 の 一 部 及 び こ れ と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 並 び に 八 八 二、八 八 八、八 八 九 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 大 殿 字 馬 渡 リ 八 一 七 の 一 部、八 二 一 の 一 の 一 部 及 び こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地 並 び に 八 一 一、八 一 二、八 一 六 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 大 殿 字 溝 狭 六 九 四 の 五 の 一 部、六 九 五 の 二、六 九 五 の 三、六 九 六 の 三、六 九 六 の 四 及 び こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地

<p>大殿字南向田</p>	<p>大殿字南大塚</p>	<p>のの一部、八二一のの一部、八二五の二の一部、八二六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに八一、八一二、八一六と一体をなす国有地の一部以外の区域 大殿字ヒガ坪八八二と一体をなす国有地の一部 大殿字カバチ田七七五のの一部及びこれと一体をなす国有地並びに七七四の、七七五と一体をなす国有地の一部 大殿字塚ヶ坪七八九のの一部、七八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七七六、七七八から七八一まで、七八二の、七八六、七八九の二と一体をなす国有地の一部 大殿字塩屋田のうち七九四のの一部、七九六のの一部、七九七のの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七九〇、七九一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大殿字北大塚八四五のの一部、八四五の二の一部、八四六から八四八までのの一部、八五四の、八五四の二の一部、八五五のの一部 大殿字北向田八五六のの一部、八五九のの一部、八六〇のの一部、八六三のの一部、八六四のの一部、八六四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大殿字八反田八七一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大殿字南向田のうち一六二四から一六二六まで、一六二七から一六三〇までのの一部、一六三一から一六四〇まで、一六四一のの一部、一六四二のの一部、一六四三、一六四四、一六四五の、一六四五の二、一六四六、一六四七、一六四八のの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大殿字南大塚のうち八二七、八二七内第一、八二八、八二九、八三〇のの一部、八三一のの一部、八三二から八三七まで、八三九のの一部、八四〇から八四二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 諏訪字大畑一五一の一</p>	

<p>大殿字徳光</p>	<p>大殿字上溝尻</p>	<p>大殿字蝸牛</p>	<p>大殿字東徳法</p>	<p>大殿字地蔵畑</p>	<p>大殿字西徳法</p>
<p>大殿字徳光のうち九一三、九一四のの一部、九一四の二、九一五のの一部、九一六のの一部、九一七のの一部、九一八から九二一までのの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大殿字塩屋田七九〇、七九一の二と一体をなす国有地の一部 大殿字八反田八七一のの一部、八七二のの一部、八七三のの一部、八七三の二の一部 大殿字孫九郎サンデンのうち八七六から八七九までのの一部、八八一のの一部以外の区域 大殿字ヒガ坪八八二のの一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大殿字下溝尻九二三のの一部、九二四のの一部、九二七のの一部</p>	<p>大殿字上溝尻九三四及びこれと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大殿字蝸牛のうち一五七三のの一部、一五七四、一五七五のの一部、一五七八から一五八一まで、一五八二のの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大殿字東徳法のうち一五八三のの一部、一五八四、一五八五、一五八六の、一五八六の二、一五八七から一五八九まで、一五九〇のの一部、一五九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大殿字地蔵畑のうち一五九一のの一部、一五九二のの一部、一五九二の二、一五九三から一六一〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大殿字西徳法のうち一六一一のの一部、一六一六のの一部、一六一七から一六二三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

大殿字家内ヶ坪	大殿字ヒガ坪	<p>九二八の一部及び九二三の一部と一体をなす国有地 大殿字上溝尻九三〇の二の一部、九三一の二の一部、九三二の二の一部、九三五の二の一部、九三五の二の一部 大殿字下市木九三六の一部、九三七の二の一部、九三七の二、九三八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大殿字ヒガ坪のうち八八二の一部、八九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八八二、八八八、八八九と一体をなす国有地以外の区域 大殿字孫九郎サンデン八七六から八七九までの一部、八八一の一部 大殿字家内ヶ坪八九一の一部、八九三の二の一部、八九四から八九七までの一部 大殿字南田九〇〇の一部、九〇一の一部、九〇三第二の一部、九〇四第二の一部、九〇五第二の一部、九〇六第二の一部及び九〇三第二と一体をなす国有地 大殿字七反田の全域 大殿字徳光九一三、九一四の二の一部、九一四の二、九一五の一部、九一六の一部、九一七の二の一部、九一八から九二一までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大殿字下市木九三六の一部、九三七の二の一部、九三八の一部、九三九の二から九三九の三まで及びこれらと一体をなす国有地 大殿字南龍光田の全域 大殿字北龍光田九四五第二の一部、九四六第一の一部、九四六第二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九四七の二、九四七の四、九五〇から九五三までと一体をなす国有地 大殿字稲田一〇〇三の一部、一〇〇四の一部</p>
<p>大殿字家内ヶ坪のうち八九一の一部、八九三の二の一部、八九四から八九七までの一部及び八九一と一体をなす国有地以外の区域</p>			

<p>大殿字南田のうち九〇〇の一部、九〇一の一部、九〇三第二の一部、九〇四第二の一部、九〇五第二の一部、九〇六第二の一部及び九〇三第二と一体をなす国有地の一部並びに八九九、九〇二から九〇六までと一体をなす国有地の一部以外の区域 大殿字北龍光田九四五、九四五第一、九四五第二の一部、九四六、九四六第一の一部、九四六第二の一部</p>	<p>大殿字南田八九九、九〇二から九〇六までと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大殿字北龍光田のうち九四五、九四五第一、九四五第二、九四六、九四六第一、九四六第二及び九四五第二、九四六第二と一体をなす国有地並びに九四七の二、九四七の四、九五〇から九五三までと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大殿字稲田のうち一〇〇三の一部、一〇〇四の一部以外の区域</p>	<p>廃止する字の名称 大殿字松ヶ坪、大殿字カバチ田、大殿字塩屋田、大殿字北大塚、大殿字北向田、大殿字八反田、大殿字孫九郎サンデン、大殿字七反田、大殿字下溝尻、大殿字下市木、大殿字南龍光田、諏訪字屋敷田、諏訪字梨子ノ木、諏訪字溝狭</p>
--	--	---	-------------------------------------	--

鳥取県告示第千八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る五千石地区第二工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】